

地 方 税 関 係 資 料

（エ ネ ル ギ ー 関 係 諸 税 等）

目 次

・ 地方特定財源等の概要（平成14年度地方財政計画額）	1
・ （参考1）道路事業費に占める特定財源の状況（総務省試算値）	2
・ （参考2）道路の整備状況（平成12年4月1日現在）	2
・ わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抜粋）	3
・ 軽油の消費数量・小売価格及び軽油引取税率の推移	4
・ 自動車税のグリーン化の概要	5
・ 自動車取得税の軽減措置の概要	6
・ 地方分権一括法による課税自主権の尊重	7

地方特定財源等の概要（平成14年度地方財政計画額）

（単位：億円）

1 地方税

税 目 （※目的税）	課税対象	税 率	税收の使途	根拠法	税 収
軽油引取税※ （昭和31年創設）	軽油の引取り	32,100円／k l （本則税率：15,000円／k l）	都道府県及び指定市の道路財源	地方税法700、 700の50	11,851
自動車取得税※ （昭和43年創設）	自動車の取得	自家用 取得価格の5% （本則税率：3%） 営業用及び軽自動車 同3%	地方公共団体（7割市町村、3割都道府県及び指定市）の道路財源	地方税法699、 699の33	4,657

（注） このほか、入湯税等がある。

2 地方譲与税

税 目	譲与団体	譲与総額	譲与基準	平成14年度見込額
地方道路譲与税	都道府県、指定市及び市町村 （特別区含む。）	地方道路税収入額の全額	都道府県及び指定市 43／100 一般国道及び都道府県道の延長及び面積 市町村 57／100 市町村道の延長及び面積	3,023
石油ガス譲与税	都道府県及び指定市	石油ガス税収入額の1／2	一般国道及び都道府県道の延長及び面積	140
自動車重量譲与税	市町村 （特別区含む。）	自動車重量税収入額の1／4	市町村道の延長及び面積	2,798
航空機燃料譲与税	空港関係都道府県及び空港関係市町村 （特別区含む。）	航空機燃料税収入額の2／13	市町村 4／5 1／3 着陸料収入額により譲与 2／3 騒音が著しい地区内の世帯数により譲与 都道府県 1／5 市町村の譲与基準により算定した額	166

(参考1) 道路事業費に占める特定財源の状況(総務省試算値)

(単位:億円, %)

区分		年度(平成)	13年度	14年度
国費分	事業費	A	29,922	27,622
	特定財源計	B	22,265	22,251
	自動車重量税	C	6,752	4,473
	特定財源比率	(B+C)/A	97.0	96.7
地方費分	事業費	D	70,298	65,701
	特定財源計	E	22,255	21,484
	地方道路整備臨時交付金	F	7,155	7,102
	特定財源比率	E/D	31.7	32.7
	特定財源比率	(E+F)/D	41.8	43.5

(注)国費分 1. 事業費及び特定財源については予算額によった。

2. 「自動車重量税C」は平成13年度は国分の8割相当額、平成14年度は自動車重量税の国分の8割相当額から道路整備に充てられない2,247億円を引いた額である。

地方費分 1. 事業費及び特定財源については地方財政計画額によった。

2. 事業費には臨時地方道路整備事業費を含む。

(参考2) 道路の整備状況(平成12年4月1日現在)

(単位:km, %)

区分	改良		
	実延長 A	改良済延長 B	改良率 B/A
一般国道	53,777	47,976	89.2
都道府県道	128,182	81,014	63.2
市町村道	977,764	501,920	51.3
地方道計	1,105,946	582,934	52.7
合計	1,159,723	630,909	54.4

(注)1. 「道路統計年報(国土交通省道路局)」による。

2. 単位未満四捨五入により合計と内訳が一致しない箇所がある。

三 消費課税

7. 特定財源等

(1) 特定財源等の意義

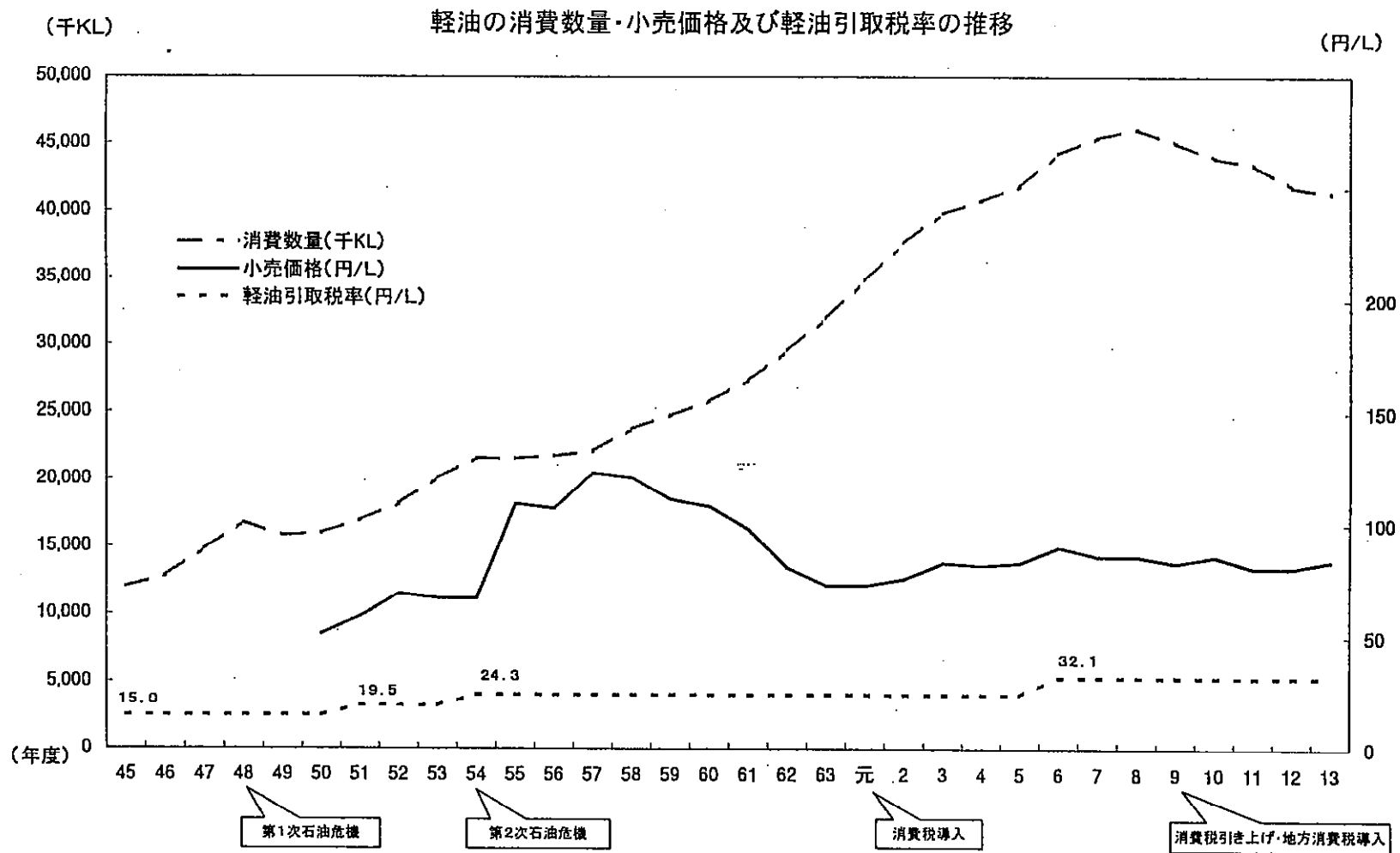
（参考3）特定財源等の沿革

チ. 自動車取得税は、一定の自動車の取得に対し、その取得者に課される税で、昭和43年、地方道路財源の充実強化を図り、都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、都道府県の目的税として創設されました。

自動車取得税は、自動車の取得に担税力を見出して課される税であるとともに、受益者負担的かつ原因者負担的な性格を持つものであり、消費税・地方消費税とは、その性格、課税の趣旨からして異なるものです。

リ. 軽油引取税は、昭和31年に地方道路整備の緊急性及び揮発油を燃料とするガソリン車と軽油を燃料とするディーゼル車との負担の均衡などを考慮し、都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための都道府県の目的税として創設されました。

その後、平成元年に、軽油の流通実態等に鑑み消費地課税などの制度の抜本的な改正が行われましたが、軽油の流通実態の多様化等の状況変化などに伴い、今後とも脱税防止策を含め一層の課税の適正化を図っていく必要があります。



(注) 1. 消費数量は、平成12年度までは、国内需要実績「石油資料(エネ庁)」、平成13年度は、石油供給計画。
 2. 昭和51年度までの小売価格は「石油製品市況調査表(全石連)」、昭和52年度以降の小売価格は「価格動向調査(東京都)」の各年4月の都内平均による。また、平成元年以降は、消費税等の税込価格である。

自動車税のグリーン化の概要

自動車税について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税込中立を前提に講ずる。

(1) 環境負荷の小さい自動車

特 例 対 象 車	措 置 内 容
低公害車（ハイブリッド自動車を除く）	税率より概ね50%軽減
☆☆☆+低燃費 (☆☆☆は最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車)	
☆☆+低燃費 (☆☆は最新排出ガス規制値より50%以上性能がよい自動車)	税率より概ね25%軽減
☆+低燃費 (☆は最新排出ガス規制値より25%以上性能がよい自動車)	税率より概ね13%軽減

(注1) 軽減は平成13年度、14年度の新車新規登録の翌年度から2年間。

(注2) 税額の端数は切り上げる。

(2) 環境負荷の大きい自動車

特 例 対 象 車	措 置 内 容
平成13年度、14年度に新車新規登録から 11年を超えているディーゼル車	税率より概ね10%重課
平成13年度、14年度に新車新規登録から 13年を超えているガソリン車(LPG車を含む)	

(注1) 一般乗合用バス、電気自動車、天然ガス車、メタノール車、被けん引車は除く。

(注2) 税額の端数は切り捨てる。

自動車取得税の軽減措置の概要

自動車取得税について、低公害車、最新排出ガス規制適合車、排出ガス性能の良い一定の基準を満たす低燃費自動車、改正NO_x法の特定地域内及び特定地域外において廃車代替して取得した自動車に対し、軽減措置を講ずる。

特 例	措 置 内 容
低公害車特例	① 低公害車（②を除く） 2. 7%軽減 ② バス、トラック以外のハイブリッド車 2. 2%軽減 H13. 4. 1～H15. 3. 31
平成15年排出ガス規制適合車早期取得特例	平成15年排出ガス規制適合車 H14. 4. 1～H15. 9. 30 1. 0%軽減 H15. 10. 1～H16. 2. 29 0. 1%軽減
低燃費車特例	☆～☆☆☆+低燃費の自動車 価格から30万円控除 H14. 4. 1～H15. 3. 31（1年延長）
改正NO _x 法対策地域内廃車代替特例	改正NO _x 法対策地域内で一定の排出基準に適合しない自動車（乗用車を除く）の廃車代替 H14. 3. 2～H15. 3. 31 2. 3%軽減 H15. 4. 1～H17. 3. 31 1. 9%軽減 H17. 4. 1～H19. 3. 31 1. 5%軽減 H19. 4. 1～H21. 3. 31 1. 2%軽減
改正NO _x 法対策地域外廃車代替特例	改正NO _x 法対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車（乗用車を除く）の廃車代替 H13. 4. 1～H15. 3. 31 0. 5%軽減

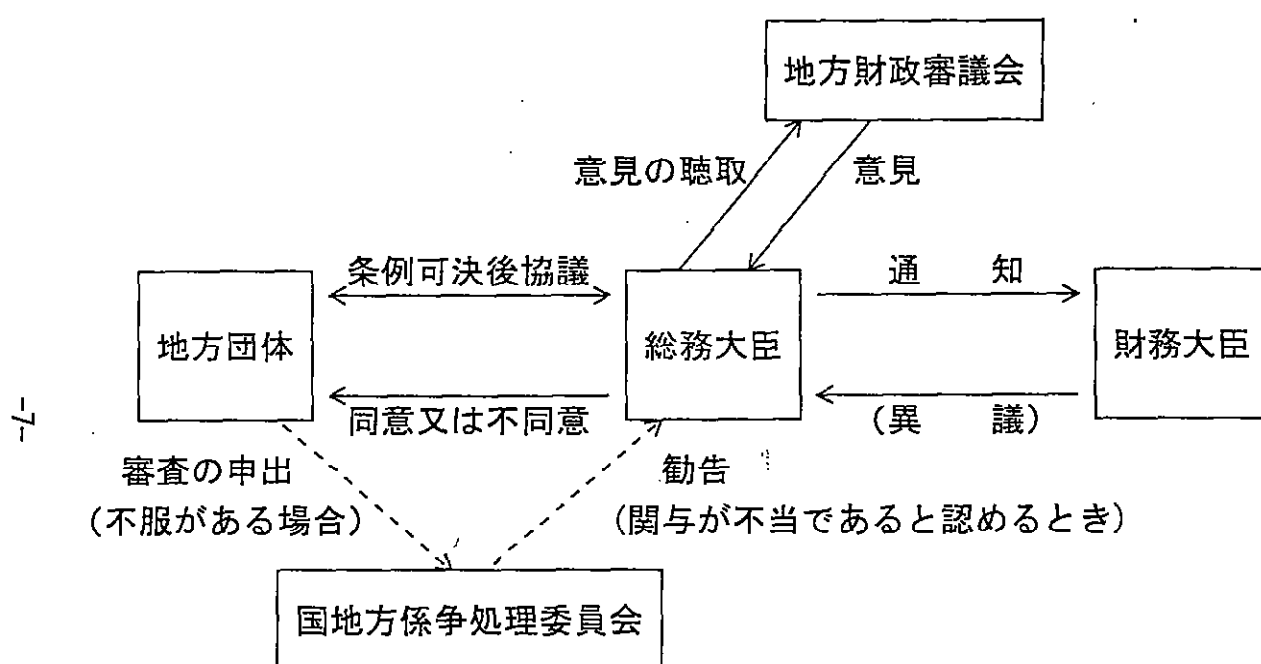
（注） 自動車取得税の税率は自家用自動車は5%、営業用自動車及び軽自動車は3%となっており、例えば2. 7%軽減であれば、自家用自動車は2. 3%、営業用自動車及び軽自動車は0. 3%となる。

地方分権一括法による課税自主権の尊重

法定外税の同意要件（法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。



12年度法定外税収 238億円

<主な協議の状況>

			税収見込額 (億円)
・ <u>河口湖町、勝山村、足和田村（遊漁税）</u> …	平成13年3月30日	同意	0.5
・ <u>神奈川県（臨時特例企業税）</u> …	平成13年6月22日	同意	40.0
・ <u>横浜市（勝馬投票券発売税）</u> …	再協議中	平成13年8月7日	再開
・ <u>三重県（産業廃棄物税）</u> …	平成13年9月28日	同意	4.1
・ <u>太宰府市（歴史と文化の環境税）</u> …	協議中	平成14年3月25日	開始
・ <u>多治見市（一般廃棄物埋立税）</u> …	平成14年3月29日	同意	0.5
・ <u>東京都（宿泊税）</u> …	平成14年3月29日	同意	15.0

(注) 1. 下線の税目は、法定外目的税である。

2. 税収見込額は、同意時における平年度ベースである。